

## 第822回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成23年11月16日（水）午後1時30分から  
場 所：県行政庁舎 16階 教育委員会会議室

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第821回教育委員会会議録の承認について
- 4 第822回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告（一般事務報告）
  - (1) 東日本大震災について
  - (2) 職員の交通事故に係る和解について (特別支援教育室)
  - (3) 公立高等学校新入試制度についての請願について (高校教育課)
- 6 専決処分報告
  - (1) 職員の人事について (教職員課)
- 7 議 事
  - 第1号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第5号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」の一部改正について (総務課)
  - 第2号議案 宮城県教育振興基本計画に係る点検及び評価の結果について (教育企画室)
  - 第3号議案 宮城県生涯学習審議会委員の人事について (生涯学習課)
- 8 課長報告等
  - (1) 平成24年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考の結果について (教職員課)
  - (2) 平成24年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る第1回志願者予備調査について (高校教育課)
- 9 資 料（配付のみ）
  - (1) 平成24年度宮城県立特別支援学校の高等部・専攻科入学者選考要項等について (特別支援教育室)
  - (2) 平成24年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について (高校教育課)
- 10 次回教育委員会の開催日程について
- 11 閉会宣言

## 第 8 2 2 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 2 3 年 1 1 月 1 6 日 (水) 午後 1 時 3 0 分から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 勅使瓦委員長, 佐々木委員, 庄子委員, 佐竹委員, 青木委員, 小林教育長

4 説明のため出席した者

大内理事兼学校運営管理監, 伊東教育次長, 高橋教育次長, 吉田参事兼総務課長,  
鈴木教育企画室長, 菅原福利課長, 寺島教職員課長, 熊野義務教育課長,  
佐々木特別支援教育室長, 氏家高校教育課長, 雫石施設整備課長,  
山内スポーツ健康課長, 西村生涯学習課長, 後藤文化財保護課長外

5 開 会 午後 1 時 3 0 分

6 第 8 2 1 回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第 8 2 2 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 佐々木委員及び庄子委員を指名する。  
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

8 秘密会の決定

5 教育長報告

(2) 職員の交通事故に係る和解について

6 専決処分報告

(1) 職員の人事について

7 議事

第 3 号議案 宮城県生涯学習審議会委員の人事について

委 員 長 教育長報告 (2), 専決処分報告 (1) 及び議事の第 3 号議案については, 非開示情報が含まれていることから, その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員異議なし)

この審議等については, 秘密会とする。

なお, 秘密会での報告等は, 次回教育委員会の開催日程決定後に行う。

会議録は別紙のとおり。(秘密会のため非公開)

9 教育長報告 (秘密会以外)

(1) 東日本大震災について

(説明者: 教育長)

東日本大震災について, 被害状況とこれまでの対応並びに今後の取組等について, 前回委員会での報告から変更のあった点を中心に御報告申し上げる。

1 「被害状況」について, 「(1) 人的被害」であるが, 1 0 月 3 1 日現在で公立学校・幼稚園の幼児・児童・生徒の死亡者が 3 2 0 人, 安否不明が 4 2 人となっている。また, 教職員の死亡者は 1 9 人である。

「(2) 施設被害」については, 被害を受けた施設数は前回の報告から変更はないが, 県立学校と@市町村立学校の被害額に若干の増減が生じている。

2 ページを御覧願いたい。2 「県立学校について」の「(1) 県立高等学校」の「ニ 雇用確保のための対策」について, 来週 1 1 月 2 2 日に経済主要 5 団体に対し, 宮城労働局, 県, 県教育委員会, 仙台市,

仙台市教育委員会の5者が連携し、新規学卒者の採用枠の確保に関する要請訪問を行うこととしている。

3ページを御覧願いたい。「③ 学校再開に向けた取組について」であるが、隣接地区等の高校の施設を借用し授業を行っていた気仙沼向洋高校については、気仙沼高校第二グラウンドに建設していた仮設校舎が完成したため、11月1日から仮設校舎での授業を開始し、分散状態の解消に至っている。

8ページを御覧願いたい。「6 学校の再開に向けて行った取組等について」の「(2) 通学手段の確保について」であるが、震災の影響で移転を余儀なくされた志津川高校、農業高校、水産高校及び気仙沼向洋高校の生徒については、バスによる送迎を行うことにより、通学手段の確保を図ってきたが、対象校の仮設校舎の完成等に伴い、通学バスの運行は10月末で終了している。

最後に、9ページを御覧願いたい。「8 学校等における放射線量の測定等について」であるが、学校現場の教職員や保護者等が放射能・放射線に関する確かな知識を身につけ、学校における放射線等の対応について認識を共有するための研修会をこれまで実施しているが、昨日11月15日にも、学校栄養職員等を対象とした学校給食研究協議会において、専門家による講演等を行っている。

以上、現時点での状況を御報告する。今後も教育環境の早期正常化に向けて、鋭意取り組んでまいることとしている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

- 佐々木委員 1ページの施設被害の被害額について、(前回の定例会から)変更のあった箇所の下線を示してあるが、内訳部分に下線があるものの、合計値に下線がないのはなぜか。
- 教 育 長 県立学校で約1億円減少し、市町村立学校で約1億円増加となっていることから、合計額に変更はないためである。
- 佐々木委員 被害額が減少となった理由について、実際に修繕する段階で、想定よりも修復する箇所や範囲が少なかったとのことか。
- 教 育 長 施設毎に災害査定を進めており、その査定結果をもとに正確な数字で積算したことに伴い、被害額も若干変動したものである。
- 佐竹委員 7ページの「(2) 社会教育施設」の「② 県立施設の復旧工事等」の中で、「図書館については設計が終了し、復旧工事の準備を行っている。」との記述があるが、完全再開について、その目安となる時期は見えているのか。
- 生涯学習課長 両館は、被災箇所の応急復旧工事を終え、既に業務を再開している。資料に記載している内容は、震災により被災した箇所の完全な復旧工事を指しており、その工事の設計が完了次第、災害査定を受け、その査定の中で被害額を確定した後、工事に着手することとなる。
- 佐々木委員 宮城県内では、子どもを対象とした放射線による被爆等に関する健康調査を実施する予定はないのか。
- スポーツ健康課長 子どもの健康調査については、9月12日に設置された「みやぎ県民会議」の中で、そのような課題・問題等に関する有識者の意見等を頂きながら議論している段階にあり、その内容等は具体的に決まっていない。また、各学校において、養護教諭による健康管理を行っているが、放射線の影響に関しては“見えない・聞こえない・臭わない”ことから、何が原因で症状が出ているのか、その見極めが難しい状況にある。今後は、病院等の医療機関で健康調査を受けていくことが望ましいと考えている。
- 佐々木委員 福島県の浪江町や双葉町の住民が仙台等に避難し、医療機関を受診している方も多数いる。放射線による健康被害について、震災発生前から宮城県内に居住していた子ども達は、短期的にはそれほど影響しないものと思われるが、そのような大移動により、放射能の影響を受けた人たちが宮城県内に移り住んでいる現状に鑑み、大丈夫との前提で行動せず、健康調査等を早期に実施すべきである。これは質問ではなく要望とする。
- 佐竹委員 9ページの「8 学校等における放射線量の測定等について」の「学校栄養職員等を対象とした学校給食研究協議会において専門家による講演等を行った。」との記述があ

るが、学校の先生、栄養管理職員の講演の前段で、保護者を対象とした講演会を開催したと思うが、講演を聴いて知識を習得した保護者等から給食に関する質問があった場合、学校内に答えられる窓口（専門担当者等）を作っているのか。

スポーツ健康課長 県では、放射能に関する相談窓口が設置されているが、学校現場に限定した相談窓口は設置していない。

佐竹委員 例えば、そのような問題に関する相談が学校に寄せられた場合、校長や教職員、あるいは専門の担当者が対応することとなるのか。

スポーツ健康課長 放射能に関しては、震災発生当時から十分な基礎的知識がなく、今回の原発事故の発生により、現在その知識を習得している状況にある。専門家の中でも意見が分かれており、小さな不安は大きな迷いに繋がるため、このような講演会等を通して正しく怖がることを理解して頂くこと、参加者それぞれが共通認識を得ること、学校に相談があった場合に対応できる能力を養うこと等を目的に講演会を実施した。

佐竹委員 放射能の問題については、学校に聞いても分からないことが多く、どこに聞いていいのか悩んでいる保護者等が多数いる。身近な所（学校）で情報を把握し、そのような質問があった際は、十分に対応できるような体制を整えてほしい。

委員長 今回の福島原発の事故に関し、宮城県内でも学校給食の問題に関心が高まっている。各市町村において、給食等の放射能の値を測定しているが、県全体としてはバラバラに対応しているとの印象を受ける。また、その数値が基準値内の食材を使っていることは理解できるが、それを調理し、給食として提供する段階でどうなるかについては、心配している保護者等が多数いると思われる。学校給食に含まれる放射能の値を測定した市町村からの情報等、具体的な数値を把握していれば示してほしい。

スポーツ健康課長 栗原市で実際に測定しており、20ベクレルまで測定できる機器により20分間計測したところ、その結果は不検出であったと聞いている。委員長御指摘の市場に出ている食材は、その検査を受け、暫定規制値内の材料が流通しているものと認識しており、一般的には安全な食材が流通しているものと考えている。しかし、給食として調理した1食分の放射能の測定をどうするか、こちらは現在検討中である。それをペースト状にして、どれほどの放射線量があるのか、測定する場面があってもいいものと考えている。また、保護者に対し、それをどのように示し理解を得ていくのか、その方法等についても検討しているところである。

### (3) 公立高等学校新入試制度についての請願について

(説明者：教育長)

本年11月1日付けで「民主教育を進める宮城の会」から提出された請願に関し、その内容及び取扱いについて、御報告申し上げます。

資料は、11ページとなる。請願の趣旨であるが、資料下段に記載されている請願項目のとおり「新入試制度は撤回すること」等を求める3項目となっている。まず、新入試制度については、高校入試に関係する様々な立場の委員によって構成された入学者選抜審議会において多角的な議論がなされ、従来の高校入試の改革の方向性が打ち出されたことを受け、県教育委員会においても時間をかけて慎重に議論してその導入を決定し、十分な周知期間を確保した上で実施することとしたものであり、現在は、その実施に向けて準備を進めているところである。

次に、新入試制度の3回の選抜には、それぞれ違いを持たせている。前期選抜については、各高等学校が事前に出願できる条件を公表し、生徒の中学校時代の活動状況や生徒の特質等を積極的に評価することとしている。学科により違いはあるものの、定員の10%から50%の範囲で生徒募集をし、学校ごとに多様な条件を設定することで、幅広い生徒の出願に対応できるものとしている。また、後期選抜については、前期選抜で合格した者を除いて誰でも出願でき、さらに、第二次募集については、定員枠に達していない高校のみ実施することとしている。このようなことで、3回の受験機会は最大3回との趣旨で導入す

るものであり、そのような内容で周知を図ってきている。また、前期選抜の出願できる条件については、志願者の中学校生活の実情を的確に評価する指標として示すこととしており、中学生がより良い学校生活を送ろうとする励みとなるような条件設定が大切だと考えている。今回、各高等学校が示している様々な指標については、妥当なものと考えている。

請願者に対しては、以上のような趣旨で回答したいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐々木委員 質問ではないが、請願書の中段で「出願できる条件」の中で見過ごせないのが、「欠席なし」ということを問題視しているが、個人的な意見としては、「欠席なし」で学校に来ることは、素晴らしい価値があることと思う。全ての学校が、「欠席なし」を条件にすることは、行き場のない子どもが発生するため問題であるが、ある学校の条件として、学校を休まず過ごすことが出来る健康管理力、体力を持っている子どもを望むこと等の特徴を出すことは決して悪いことではない。昔は、皆勤賞のように学校で褒めてくれたこともあったが、学校に休まず行く意志を貫き通すことは、持続する力、頑張る力、何かをやり遂げる力の大きな表れで、そのような行動は十分に評価できる価値があり、受け入れる学校があっても良いと思われる。その項目が問題になるとは思えない。例えば、健康上のハンディがある子どもは、それ以外の事で頑張ればいいのであって、特徴を求める学校があるのは何ら問題なく、この項目を削除する必要はないものとする。大きな特徴として、その条件に残してほしい。

佐竹委員 3番の削除する項目の中で、「生徒会役員経験」、「県大会出場」等の5項目が記載されているが、これを入学時の必須条件とすることは問題であるが、出願時に提示することはまったく問題ないものと思う。何かに向かう子ども達の意志・意欲を認めてあげる意味においても削除する必要はないのではないかと。以前、教育委員会の場でも議論したが、学級委員や部活の部長経験がある等、自分を積極的にアピールする場を増やし、志望校への入学希望として意思表示する機会を残すべきである。極端に言えば、子ども達の個性を引き出すためには、さらに多くの項目を網羅してもいいのではないかと考えられる。

青木委員 請願書の中に、出願できる条件の中から削除するとの5項目が記載されているが、このうちの何項目かがないと出願できないとの条件となるのか。

高校教育課長 前期選抜の関連であるが、各学校が「出願できる条件」を求める生徒像として提示している。その中で、基本的には、各条件の何項目かが満たされていれば良いとなっており、例えば、無欠席でなければ受験できないとか、出欠に関する条項として欠席が少ないこと等が挙げられているが、それが必須条件にはなっていない。評定については、基準点以上を満たすものとなっており、それをクリアして、さらに他の特徴があれば良いとして、様々な組み合わせの中で各学校が条件を設定している。出席状況に関する項目は、県内の5分の1以上の学校において、何らかの設定をしている状況にある。

青木委員 必要条件となっているものと思われる。例えば評定3.5点以上が必要であり、それ未満であれば受験できないといった状況であるのか。

高校教育課長 そのような学校もある。

青木委員 全ての学校が同じ条件ではなく、それぞれにおいて特色を持たせることはある程度は良いと思うが、あまりにも過度になり過ぎることに対しては注意する必要がある。行き場のない子ども達が多数発生することは回避する配慮が必要である。生徒会役員の経験や無欠席を必須とすることは過度の条件設定であり、あくまでも補助的な項目として自分をアピールできるのであれば問題ないと思われる。

佐竹委員 出願できる条件については、必須ではなく考慮する条件の一つと理解しているがどうか。

高校教育課長 佐々木委員	その通りである。 要するに、自分の特徴の一つとして提示する項目と思われるが、その項目に加え、自己アピールできる項目を追加し、設定項目を自分で作成した上、順位付けをすることができれば、さらに良くなると思われる。 選抜の意図は、各学校の学校像に合う子ども、それを一緒に目指していける子ども等を育成したいと捉えているはずであり、学校側の工夫や特質、目指したい特徴に合う子どもを生徒として迎え入れたいものと思われる。
高校教育課長	前期選抜の場合は志願理由書を提出することとなり、その志願理由欄は相当の量があることから、その欄で自己アピールすることが可能となる。その志願理由以外の内容として、「出願できる条件」の10項目のうち該当項目を記載することとなる。

## 10 議事（秘密会以外）

### 第1号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第5号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」の一部改正について

（説明者：教育長）

第1号議案について、御説明申し上げます。

資料は、1ページから3ページまでとなる。教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第5号の規定については、教育委員会会議の効率的な運営を図る観点から、教育委員会の権限として留保されている同規則第1条第1項第11号に規定する「附属機関の委員の任免を行う」事務のうちあらかじめ教育委員会が指定した委員の補欠の任免として、教育長の専決事項と規定しているものである。

資料の2ページを御覧願いたい。「あらかじめ教育委員会が指定した委員」が選定されている附属機関については、8つの附属機関となっているが、そのうち宮城県スポーツ振興審議会委員について、関係法令の改正に伴い、先の9月定例県議会において、スポーツ推進審議会条例が議決されたことから、同規則に定める「あらかじめ教育委員会が指定した委員」に係る審議会の名称や充て職の名称の改正を行うものである。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

（ 質 疑 ） 委 員 長	（質疑なし） （委員全員に諮って）事務局案のとおり可決する。
------------------	-----------------------------------

### 第2号議案 宮城県教育振興基本計画に係る点検及び評価の結果について

（説明者：教育長）

第2号議案について、御説明申し上げます。

資料は、4ページとなる。また、別冊1の「宮城県教育振興基本計画の点検及び評価に関する報告書(案)」と、その「概要版」である別冊2（A3横版）となる。

別冊1の1ページを御覧願いたい。1の「趣旨」であるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成して議会に提出し、公表することとされていることから、平成22年度の事業について点検・評価を実施し、その結果を議会に報告しようとするものである。

なお、点検及び評価は、平成22年3月に策定した宮城県教育振興基本計画の体系に沿って実施している。

その点検・評価の方法であるが、3の「宮城県教育振興基本計画の点検・評価方法等について」のとおり、本計画の第1期アクションプランに掲げる平成22年度事業について、知事部局を含む各担当課(室)における点検・評価を行い、その評価の中で本計画に掲げる「6つの基本方向」と「26の取組」の成果を明らかにするとともに、課題等を分析し、今後の対応の方向性を示したものである。

なお、点検・評価の客観性を担保するため、教育委員会事務局が取りまとめた点検・評価原案に対して、3名の学識経験者から御意見等を頂いた。この3名は、昨年度知事が実施した行政評価において、教育の

分野についての政策評価部会委員を務めた方々である。

次に3ページを御覧願いたい。ローマ数字Ⅱの「宮城県教育振興基本計画の構成」であるが、左から、本計画の「目指す姿」と「4つの目標」を掲げ、その実現のため、「6つの基本方向」、「26の取組」、そして第1期アクションプランに掲載した「292の事業」で構成されている。点検・評価の流れとしては、まず一番右側の事業ごとの分析を行い、順次、その左にある各取組、各基本方向について点検・評価を行っている。

2ページを御覧願いたい。4の「評価の判定区分及び判定基準等について」であるが、只今申し上げた6つの基本方向、26の取組については、(1)の基本方向評価、(2)の取組評価に記載しているように、それぞれ「順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている」の4段階で評価している。また、(2)の「取組評価」では、26ある取組のうち、特に重点的に取り組むこととしている11の取組については数量的な目標指標を設定し、その達成度については「A, B, C, N」の4段階で判定している。

5ページを御覧願いたい。

ローマ数字Ⅳの「点検・評価結果及び目標指標等の達成度状況」を一覧表でまとめたものである。一番左側の項目の基本方向については、2の「豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成」を「やや遅れている」とした以外は、「概ね順調」と評価した。昨年度との比較では、基本方向1の「学ぶ力と自立する力の育成」が、一部の指標において改善傾向が見られたことから「やや遅れている」から「概ね順調」に見直ししている。次に、その右側の列の取組であるが、この取組は全部で26あり、それぞれの取組ごとに事業の進捗状況や目標指標の推移を参考にしながら、「順調」、「概ね順調」、あるいは「やや遅れている」といった評価を行っている。

次に、7ページから61ページにかけては、6つの基本方向と26の取組それぞれについての点検・評価の結果を記載しているが、その概要については、別冊2の概要版により御説明申し上げる。

はじめに、この資料の構成であるが、6つの基本方向ごとに作成しており、上段で基本方向を構成する「取組」ごとに、成果、主な課題等と今後の対応方針についてまとめ、下段に基本方向全体としての成果、課題、今後の対応方針等について記載している。また、点検・評価に係る教育委員会の原案に対する学識経験者の意見は、右側の太枠の中に記載している。

まず、基本方向1「学ぶ力と自立する力の育成」についてであるが、特に取組2の目標指標である「小中学生の家庭での学習時間」や「大学等への現役進学達成率の全国平均との乖離」の数値が昨年度と比べて改善されたことなどから「概ね順調」と判断したほか、その他の4つの取組においても「概ね順調」とし、その結果としてページ下段のとおり、基本方向1の評価としては「概ね順調」としている。この項目については、昨年度は「やや遅れている」と判断したところであるが、只今申し上げたように、今年度の評価において一部の指標について改善が見られたことから、「概ね順調」に見直ししている。

次に2ページを御覧願いたい。基本方向2「豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成」についてであるが、特に取組1では、「不登校児童生徒の在籍者比率」において、小・中学校の数値が前年度と比べ改善されたことなどから「概ね順調」と判断したほか、取組4、5についても「概ね順調」としている。

しかしながら、その一方において、取組2、3については、児童生徒の体力・運動能力の低下や東日本大震災における被害の甚大さなどを踏まえ、「やや遅れている」とした。

以上のことから、3つの取組において「概ね順調」と判断されるものの、「やや遅れている」が2件あり、その取組については今後大きな課題を有していると判断していることから、ページ下段のとおり、基本方向2の評価としては「やや遅れている」としたところである。

次に3ページを御覧願いたい。基本方向3「障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進」についてであるが、特に取組1では、「特別支援学校の幼稚園等に対する支援活動の実施回数」や「特別支援教育研修の受講者数」で目標に達したことなどから「概ね順調」と判断したほか、取組2についても「概ね順調」としており、ページ下段のとおり基本方向3の評価としては「概ね順調」とした。

次に、3ページの下段から4ページにかけての基本方向4「信頼され魅力ある教育環境づくり」についてであるが、特に取組2では、「外部評価を実施する学校の割合」が小中高の全てで目標に達していることなどから「概ね順調」と判断し、他の6つの取組においても「概ね順調」としており、4ページ下段のと

おり基本方向4の評価としては「概ね順調」とした。

次に5ページを御覧願いたい。基本方向5「家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり」についてであるが、特に取組1では、「朝食を欠食する児童の割合」や「保育所入所待機児童数」が前年度よりもさらに減少していることなどから「概ね順調」と判断し、他の2つの取組においても「概ね順調」としており、ページ下段のとおり基本方向5としては「概ね順調」とした。

次に6ページを御覧願いたい。基本方向6「生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進」についてであるが、特に取組1の目標指標である「図書資料貸出数」や「みやぎ県民大学受講者数」が目指すべき数値に向けて順調に推移していること、取組2の文化財に関する取組が順調に進んでいることなどから「概ね順調」と判断し、取組2、4については、「順調」又は「概ね順調」としている。一方、取組3では、総合型地域スポーツクラブの設置について、本県では未設置の市町村が半数を超えるなど、市町村における設置率が全国的に見て低い状況にあることなどから、「やや遅れている」と判断している。

以上のことから、「やや遅れている」が1件あるものの、それ以外の3件は「順調」又は「概ね順調」であり、ページ下段のとおり基本方向6の評価としては「概ね順調」とした。

以上の基本方向1から6まで、及び各取組に係る教育委員会の点検・評価原案について、学識経験者からは、全体的に妥当であるとの評価を頂いたところである。ただし、6ページの基本方向6に関しては、取組3「生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実」の評価において、目標指標の達成度が「A」であるにもかかわらず、取組としての評価が「やや遅れている」とされていることなどから、目標指標が取組の成果を判断する指標としては適当ではなく、指標を改めることが望ましいとの御意見を頂いている。この御意見については、取組3の「主な課題と対応方針」の欄及び一番下の基本方向6の「対応方針」の欄に、下線部のとおり記載している。また、点検・評価に対する御意見とは別に、今後の宮城の教育の復興に向けて本計画に基づく教育施策が着実に実施されるよう、手厚い予算措置が必要であるとの御意見も頂いている。

最後に、もう一度、別冊1の4ページを御覧願いたい。ローマ数字「Ⅲ 宮城県教育振興基本計画の点検及び評価の総括」についてであるが、1の「宮城県教育振興基本計画の成果について」にあるとおり、6つの基本方向については、「概ね順調」が5件、「やや遅れている」が1件と判断され、26の取組については、「順調」が1件、「概ね順調」が22件、「やや遅れている」が3件と判断されたことから、宮城県教育振興基本計画全体の成果としては「概ね順調」であると捉えている。また、2の「宮城県教育振興基本計画の今後の推進に当たって」であるが、今回の点検・評価の結果を踏まえ、計画が概ね順調に進行していると判断できることから、引き続き、宮城の将来ビジョンとの一体性に配慮しながら教育施策の総合的かつ体系的な推進に取り組んでまいらる。

なお、東日本大震災からの復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」が本年10月、新たに策定されたことを受け、今後は同計画との整合性にも配慮した上でアクションプランの更新を行い、本県教育の復興に向けて計画の着実な推進を図ってまいりたい。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

( 質 疑 )

委員長 1年前の教育委員会において、点検・評価の関係で議論した内容もあり、その議論の延長線上の話もあることから、「概ね順調」の評価についての議論は不要と思われるので、点検・評価の内容について、御意見等を頂きたい。

佐竹委員 来年提案されると思われる平成23年度事業の点検・評価に関しては、震災の影響により「やや遅れている」等との判断が出てくることも予測されるが、可能な限り「概ね順調」以上となるような事業の取組及び推進に期待したい。また、震災に伴って制限される業務の補い方を検討し、子ども達の未来のため、震災だからできることもあるはずであり、できること、頑張れることを一つの奮起の材料として事業に取り組んで頂きたい。

委員長 別冊2の1ページの「志教育の推進」について、各市町村の教育長及び教育委員長と意見交換した際、先生方の志教育に力を入れて取り組むべきとの意見が多かった。今回



の震災に係る対応として、志の高い先生方の活躍もあったが、しかし、そうではない部分も見受けられたと思う。教職員に対するその取組について、真剣に考えていく必要があることから、今年度以降、もう少し明確に進めるよう努めて頂きたい。

また、5ページの協働教育について、平成17年度から始まり、それぞれ県の補助事業として3年、さらに3年間は文科省の学校支援地域本部として事業に取り組み、平成22年度末で補助事業が終了しており、今年度は、各市町村の単独事業として推進している。協働教育を推進してきた中で、当初は起業教育を推進していたが、その後、学校支援地域本部に変わってからは、それが少しずつ後退してきている。各種の施策の流れがある中で、単に継続的に事業に取り組むだけでなく、成果を引き出すことが重要であるとする。宮城県独自の協働教育推進事業が開始した段階では、各中学校が取り組んでいたが、後半の文科省の補助事業になると、地域コーディネーターに手厚い補助が行われ、起業教育が思うように進んでいなかった印象を受ける。

さらに、今年度以降は補助事業の予算が確保できない状況がある中で、各市町村にグループ（コミュニティ）ができ、事業の進捗は順調になっているものの、予算的な措置がなければ継続することが困難となる。これまでの各学校支援地域本部として事業を推進捉めるのであれば、平成22年度及び平成23年度事業の実績を比較し、その成果と推移を検証する必要がある。

現時点においては、その実績は多いと思うが、今後事業を展開していく中で、活動が低調になっている部分をどのように高めていくか、生涯学習課を中心に前向きに検討してほしい。これまで以上の県の支援が頂けるよう取り組んでもらいたい。

生涯学習課長

過去の経緯等に係る御指摘であるが、市町村に対しては、平成23年度から県単独の補助事業として、学校・家庭・地域活動への支援事業を実施している。起業教育の希薄化の御指摘については、県単独で教育応援団の事業を開始しており、子どもの教育活動を支援する企業について、県のホームページ等で募集を行い、その企業等を認証登録し、リスト化を進めているところである。そのような事業を始め、様々な事業を展開しており、例えば、協働教育を実施している県内の小中学校は、平成20年度の449校に対し平成22年度は465校に増加しており、100%の学校で何らかの協働教育が実施されている状況にあり、底辺の拡大に繋がっているものと感じている。また、ボランティアの登録数も平成21年度は3,400人であったが、平成22年度は8,667人、ボランティアの実施事業数は、平成21年度の4,851件に対し、平成22年度は6,000件を超えており、各市町村教育委員会において様々な事業展開が推進されている。

今回の震災を受けて、避難所運営に係る対応があったが、比較的スムーズに運営できたところは、地域との連携が図られた結果であると認識している。各学校が困っている時に地域住民の方々が駆けつけて手伝って頂いたこと等、子ども達が積極的に地域の方々と関わり、顔が見える活動をしていたからと伺っている。危機的な状況下においても、学校・家庭・地域の連携が必要であると感じている。

また、国の考え方も同様であり、現在、学びを通じた地域コミュニティ再生支援事業の仕組みを国会で議論しており、その予算化に向けた検討がなされている。まさに我々が実施しているプラットフォーム事業に対し、国費100%で支援を行う枠組み作りを行っている。今年度の補正予算と平成24年度の事業について、同じ仕組みで事業展開すると伺っており、本県においても積極的に事業を推進していきたいと考えている。

教育長

委員長御指摘の前段部分の志教育に取り組む教員の姿勢の問題について、前回委員会でも御指摘があったところであるが、具体的には平成22年度から取組を開始したものであり、実態として、学校現場まで十分に浸透していない部分があると思われる。

しかし、皮肉なことであるが、今年大震災が発生したことは、今後、志教育を推進す

る上では、むしろ進めやすくなったとも感じている。今年の夏に、宮城県の教育の復興に関する取組に係る提言を頂いているが、志教育の重点的な推進は、その中でも強く提言されている。今後、小中学校のみならず高校も含めた体系的な志教育の展開について、各学校現場において実効性が上がるような働きかけを進められるよう十分検討の上、更なる取組の推進に努めていく所存である。

委員長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

## 1.1 課長報告等

### (1) 平成24年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考の結果について

#### (説明者：教職員課長)

平成24年度公立学校教員採用候補者選考について、御報告申し上げます。

まず、採用予定者数について、平成24年度の教員採用候補者選考試験において、昨年度より約75名多い550名程度を予定して実施した。これまでも、退職予定者数や想定される学級数等を総合的に勘案して採用予定者数を決定してきたが、今後長期的に教育活動の充実を図る上で、必要となる教職員体制を構築していくことを念頭におき、定数内の常勤講師の本務化も踏まえて550名程度の予定者数を設定した。それに対し、出願者数は、福島県が平成24年度の小・中学校の教員採用を見送ったこともあり、昨年度に比べ1,100名ほど多い5,278名であった。

次に、資料の2「今年度選考試験の特徴」であるが、名簿登載者数は、過去10年間で最多の572名を登載した。昨年度と比較すると44名の増となっている。また、優秀な人材を一人でも多くの採用につなげたいと考え方から、昨年度7教科で実施した東京会場での選考試験を、第1次選考に実技試験のない17教科に拡大した。その結果、東京会場の出願者数は、昨年度の101名の約5倍に当たる517名となった。

次に、教職経験者特別選考を高校及び栄養教諭Bにも拡大するとともに、「教職教養」を「小論文」に替えて受験できる対象者を拡大した。結果として、全体の合格者に対する講師経験者の割合が昨年度の40.9%から53.7%に増加し、即戦力となることが期待される人材を確保することができたと考えている。

資料の3「名簿登載者数」であるが、全体としては、5,278名の出願者のうち受験者は4,765名であり、第1次合格者を1,101名とした上で、第2次選考試験において小学校260名、中学校143名、中・高52名、高校77名、養護教諭31名、栄養教諭9名の合計572名を合格者として名簿登載した。

今後、仙台市教育委員会とも協議を重ねながら配置を行ってまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

#### ( 質 疑 )

佐竹委員 合格者の男女比はどうなっているか。  
教職員課長 資料に記載されていないが、名簿登載者572名のうち男性274名・女性298名であり、ほぼ半々の割合となっている。

佐竹委員 小・中・高における構成はどうか。  
教職員課長 こちらも資料に記載されていないため口頭で申し上げますが、小学校の名簿登載者260名のうち男性117名・女性143名である。中学校は、全体143名のうち男性79名・女性64名、中・高校の枠組で実施した教科は、全体52名のうち男性22名・女性30名となっている。高等学校については、全体77名のうち男性56名、女性21名である。養護教諭については、31名全てが女性である。栄養教諭Aも全て女性である。栄養教諭Bも2名全て女性である。

佐々木委員 今回、名簿登載を44名多くしているが、これは震災関係の増員となるのか。  
教職員課長 採用者数の設定については、退職予定者数や今後想定される学級数等を総合的に判断している。震災対応に係る加配の数は、毎年度、国が決定するものであり、その時期も

年度末近くであるため、採用選考時に、その数値を予測して設定することは難しい状況にある。委員御指摘の点も踏まえ、今年度は550名の採用予定として募集したが、辞退者の見込みを含め、結果として572名の方を名簿登載したものである。来年度の国からの加配については、見通しが無い状況ではあるが、新規採用は、この名簿登載者の中で対応したいと考えている。

佐々木委員 医療業界では、東北地方の大学または病院を希望する人の割合が減少傾向にあると聞いている。教員試験の状況について、関西及び関東方面から宮城県に対する応募が減少し、隣県の応募者が増えたような現象があったか。

教職員課長 東北地方出身者全体の資料は持ち合わせていないが、宮城県内出身か県外出身かのデータについては、昨年度の県外出身者32.4%に対し、今年は39.2%となっており、むしろ県外出身者が増加している状況にある。

青木委員 約550人程度の採用予定数で、登載者は572名であるが、中・高の「各校種に記載」の欄について、0名に対し52名の登載があるのか。また、小学校260名程度に対し260名、中学校160名に対し143名、高等学校90名に対し77名と少ない名簿登載となっている。その52名の登載者の扱いがどうなるのか。

教職員課長 説明が十分ではなかったが、中・高の欄で採用するのは、保健体育、音楽、美術、家庭であり、募集は中・高の枠としており、その合格者の中で、中学校配属と高等学校配属に区分していく。募集要項記載上の採用予定者数は、中学校160名、高等学校90名としており、中・高で募集した人員をそれぞれに振り分け、最終的にはその予定者数程度の採用となるものである。

そのような意味合いで考えると、中学校と高等学校の合計250名に対し、143名と52名と77名を合計した272名が名簿に登載されたこととなる。ただし、52名の採用予定者に係る中学校または高等学校の区分については、平成24年4月の配置状況により決定することとなる。

委員長 今回の採用者のうち講師経験者の占有率が伸びた理由は何か。

教職員課長 教職経験者特別選考の枠を拡大しており、結果として、この枠に多数の方が応募した。加えて、第1次選考では、一般選考枠及び教職特別選考枠それぞれで選考していくが、第2次選考においては、いずれの枠で応募した方であっても一緒にして選考する。第2次選考では、例えば模擬授業や面接等のように、より人物重視の選考となることから、そのような場面では、講師経験のある方等が高い確率で合格されている。

なお、市町村の教育長とも情報交換しているが、講師として力があって、学校現場で即戦力となる方が正式任用されることは非常に望ましいとの意見も頂いている。

庄子委員 その講師経験のある方について、本来宮城県で教員になりたかったが、他県等で一旦は教員に採用され、宮城県に戻ってきたとの理解で良いか。

教職員課長 その講師経験者は、県外の方もいるが、その殆どが県内在住である。人事管理上、正式任用の教員だけでは難しい状況もあるため、一定数は臨時的な任用として講師を任用している。そのような方が講師を経験し、採用試験にチャレンジした結果、合格したものである。

佐々木委員 今年度選考試験の特徴の部分で、5「適性試験の導入」があるが、今回初めて適性試験を実施したのか。また、適性試験の内容について、特徴的な部分で構わないので説明願いたい。質問の意図としては、先生方の不祥事が頻発しており、そのような部分に問題があったのか、あるいは、今後それを推進することにより、不祥事等の問題を減少させる可能性があるのではないかとこの観点である。

教職員課長 適性試験を導入した背景については、昨年度、不祥事等が多発したことを受け、当該試験に適性試験を導入したものである。

佐々木委員 初めての導入となるのか。

教 職 員 課 長 過去に実施していた例はあるものの、ここ数年間は実施していないため、今年度の選考試験において復活したこととなる。適性試験の内容については、公務員試験や企業の採用試験で用いられる内容と同じであり、例えば、計算問題を解いて作業効率を見るような試験内容となっている。

## (2) 平成24年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る第1回志願者予備調査について

(説明者：高校教育課長)

平成24年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る第1回志願者予備調査について、御説明申し上げます。

資料は、2ページから13ページまでとなる。この調査は、平成22年度入試から全県一学区のもとで高校入試が実施されることを踏まえ、11月段階での志願状況の概数を把握し、受験生の高校選択及び中学校の進路指導等の参考とするために実施しているものである。

最初に、2ページを御覧願いたい。1「総括」について、D欄の「第1回予備調査の倍率」であるが、今回は1.23倍となっており、昨年から0.03ポイント上昇し、平成22年度入試と同じ志願倍率になっている。2の「地区別及び定時制課程の志願状況」について、4番の「仙台南地区」が昨年同期と比べて0.03ポイント低下し、1.59倍となり最も高い倍率となっている。2番目となる5の「仙台北地区」は逆に0.13ポイント上昇し、1.55倍となっており、仙台南地区と仙台北地区の倍率が均衡している。

3ページから6ページにかけては、各高校の出願倍率一覧となっているが、3ページの14番「仙台一高」、18番「仙台南高校」、21番「宮城工業高校 機械科」等が、高い倍率となっている。

資料の7ページから13ページにかけては、全体の概況、志願倍率の高い学校や学級減等を行う学校等の状況をまとめている。

資料9ページを御覧願いたい。Ⅲの「今後の日程」について、2回目の予備調査を1月13日(金)から1月18日(水)までの間で実施する。また、推薦入試、一般入試の日程等は資料記載のとおりである。

次の資料10ページを御覧願いたい。地区間の志願状況を示している。1の「従来の通学区域における地区外志願者の割合」は、昨年度の12.9%から13.3%と微増している。2の「中部地区間」及び3の「仙台北南間」の志願状況では、資料のとおり、南から北への志願者が増加している。

11ページの4の「中部地区と中部地区以外の地区間」の志願状況では、中部地区以外の地区から中部地区へ、5からは、中部地区以外の地区から仙台市内に志願している生徒が微増していることが読み取れるが、生徒の選択幅が若干拡大したものと考えている。

今回は1回目の予備調査であり、今後は地区間の志願状況が変わる可能性もあるが、現在は、昨年度とほぼ同じ状況になっている。

次に、資料12ページを御覧願いたい。「東日本大震災の影響を大きく受けた地区及び学校の志願状況について」であるが、1では、亘理名取、石巻地区は変化が見られないが、気仙沼市、南三陸町に該当する本吉地区では、0.97倍で、昨年度よりも0.09ポイント減少している。2は、移転・分散等していた高等学校、県立4校と石巻市立1校の第1回志願者予備調査の3年間の志願状況をまとめたものであるが、気仙沼向洋高校の3つの学科で全て1倍を超える等、被災の影響は若干あるものの、例年に近い志願者となっている。

なお、13ページには、ただ今説明した高校の「出願書類等の提出先及び受験場所」をまとめているが、今後とも被災校の教育環境の整備に努めてまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

委 員 長

この調査は、今後しばらく間継続していくものであるのか。

高 校 教 育 課 長

全県1学区制により開始した経緯があるが、新たな展開として平成25年度からの新入試制度の導入もあることから、今回の被災状況を踏まえつつ、いつまで実施するか未定であるが、数年間は実施していく予定である。

委 員 長

予備調査2回のうち1回目については、生徒が本来入りたい学校を選択している可能

性が高いと思われるため、とても気になる調査と捉えている。また、高等学校側が、中学校や地域に出向き、その活動内容等をPRしている学校は受験生が集まりやすい傾向にある。職業高校は、状況や条件が異なるものの、普通科に関してはそのような傾向である。地域の問題もあるが、地域全体の生徒数が減っている場合は、倍率が下がってくるのが普通であるが、極端に少ないところは、校長先生方が危機感を持っているものかと考えてしまう。そのような状況を把握していれば、説明願いたい。

高校教育課長

各学校において、入試倍率の数値は非常に敏感に捉えている。今後の学校経営をどうするか、あるいは地域の学校として今後どのように進めていけば良いか等、様々な工夫をし、特色作りに励んでいる。現在は、各学校によるオープンキャンパスの開催や、各地区で合同説明会を開催する等、できるだけ情報が行き渡るように努めている。さらに、各学校で中学校を訪問し、様々なアピールや紹介する等、時には中学校からの依頼により説明に臨む場合もある。

従来は、中学校3年生を中心にした進路指導であったが、2年生を対象として、早い段階から進路に対する意識付けをする等、中学校でも工夫している状況にある。中・高間のコミュニケーションを図りながら、高校の特色をアピールして行くことができることから、今後ともそのような取組を推進していきたいと考えている。

委員長

ある中学校の校長先生数名が、自分が勤務する地域の高等学校の倍率が減少し、非常に心配しているケースがあり、高校の先生は中学校を訪問する等しているが、高等学校の校長先生が、各中学校にお願いすることがあるのかと考えてしまう。中学校の校長先生と、高等学校の校長先生の受験に対する意識にギャップがあるようにも感じており、受験に対する危機感があるのか心配である。

## 1.2 資料

(1) 平成24年度宮城県立特別支援学校の高等部・専攻科入学者選考要項等について

(2) 平成24年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について

資料配付のみ

## 1.3 次回教育委員会の開催日程について

委員長

次回の定例会は、平成23年12月20日(火)午後2時30分から開会する。

## 1.4 閉会 午後3時30分

平成23年12月20日

署名委員

署名委員